

1 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、次の①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32）。

また、すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29、特定非営利活動法人の申請・届出の手引き 54 頁を参照願います。）。

なお、2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 52①、法 55①、法 62）。千葉県以外への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	提出書類	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	140
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	前事業年度の収益の明細など
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引	
	ロ 役員等 ^{（注1）} との取引	
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況	
	イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 ^{（注3）}	
⑨	第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表	101～106 112～117

※1 ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によっ

て生計を維持している関係
 ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

※2 ⑤欄の「特殊な関係」は、※1 イ～ハに掲げる関係をいいます。

※3 平成28年の法改正に伴い、海外への送金等を行う場合（その金額が200万円以上のものに限る）の事前報告が不要となり、金額にかかわらず毎事業年度1回、事後報告するものとされました。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法54③、法55②、法62）。

また、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません。なお、千葉県以外への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	書類の作成時期	作成（提出）書類	参照ページ
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 助成金支給実績提出書（第二十号様式） 助成の実績を記載した書類 	150

また、認定NPO法人等は、海外への送金若しくは金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときには、所轄庁の条例で定めるところにより、金額及び用途並びにその予定日を記載した書類等を作成し、所轄庁に提出しなければなりませんでしたが、平成28年の法改正により、金額にかかわらず事後報告するものとなりました。（旧法54④、法55②、法62）

(3) 代表者の氏名に変更があった場合の報告

認定NPO法人等は、代表者の氏名に変更があったときは、次に掲げる書類を作成し、遅滞なく所轄庁に届け出なければなりません。（法53①、法62）

報告事項	提出書類	参照ページ
認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合	代表者氏名変更届出書（第十八号様式）	151

(4) 所轄庁以外の関係知事への報告

二つ以上の都道府県に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、以下の①～⑥に該当する場合は、所轄庁以外の関係知事に関係書類を提出する必要があります。なお、所轄庁以外の関係知事への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	報告事項	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62、法規 27②)	イ 直近の事業報告書等 ロ 役員名簿 ハ 定款等 ニ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ホ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し へ 法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書(認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号) ※イ～ハは、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。	所轄庁以外 の関係知事
②	役員の変更等をした場合(法 52①、法 62、法 23)	イ 役員の変更等届出書 ロ 変更後の役員名簿 ハ 役員が新たに就任した場合は、 ① その役員が法第 20 条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ② 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事
③	定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	イ 定款変更届出書 ロ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款	
④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	イ 定款変更登記完了提出書 ロ 登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③)	イ 定款変更認証関係書類提出書(第十七号様式) ロ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款	所轄庁以外 の関係知事

⑥	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	イ 直近の事業報告書等 ロ 役員名簿 ハ 定款等 ニ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ホ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ヘ 法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)	所轄庁以外の関係知事
---	--	---	------------

(5) その他

	報告事項	提出書類	提出先
①	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項を申請する場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	イ 定款の変更の認証を受けなければならない事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書 ロ 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款 ニ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ホ 役員名簿 ヘ 宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面 ト 直近の事業報告書等 チ 認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し リ 認定等に関する書類の写し ヌ 所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ル 所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類 ※提出する書類の様式及び提出書類の部数は、提出先の所轄庁の定めに従ってください。	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出